

令和5年2月24日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 矢 野 美由紀	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 秋 山 和 宏
水道局長 加 藤 伸 司	危機管理監 山 田 大 平
情報政策監 上 谷 一 巳	教 育 長 迫 田 隆 範
教育次長 甲 斐 和 彦	君田支所長 影 山 敬 二
布野支所長 才 田 申 士	作木支所長 曲 田 憲 司
吉舎支所長 伊 達 浩 史	三良坂支所長 落 合 裕 子
三和支所長 細 美 寿 彦	甲奴支所長 杉 原 達 也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 児 玉 隆	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 池 本 敏 範	次 長 明 賀 克 博
議事係長 原 仁 彦	政務調査係長 石 田 和 也
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（22日間）
第 2	報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 3	議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号	三次市企業版ふるさと納税基金条例（案） 三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（案） 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案） 三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案） 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） 広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（案）
第 4	議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 動産の買入れの契約について 市道路線の認定及び変更について
第 5	議案第10号	令和4年度三次市一般会計補正予算（第11号）（案）
第 6	議案第11号 議案第12号 議案第13号	令和4年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案） 令和4年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案） 令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第4号）（案）

	議案第14号	令和4年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)
	議案第15号	令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)
	議案第16号	令和4年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)
第 7	議案第2号	令和5年度三次市一般会計予算(案)
	議案第3号	令和5年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)
	議案第4号	令和5年度三次市診療所特別会計予算(案)
	議案第5号	令和5年度三次市介護保険特別会計予算(案)
	議案第6号	令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案)
	議案第7号	令和5年度三次市土地取得特別会計予算(案)
	議案第8号	令和5年度三次市病院事業会計予算(案)
	議案第9号	令和5年度三次市下水道事業会計予算(案)

令和5年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和5年2月24日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	26
第 2	報 3	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	26
第 3	議 17	三次市企業版ふるさと納税基金条例（案）	27
	議 18	三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（案）	27
	議 19	三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 20	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 21	三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 22	三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する 条例（案）	27
	議 23	三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 24	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 25	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 26	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 27	三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する 条例（案）	27
議 28	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）	27	
議 29	広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整理に関す る条例（案）	27	
第 4	議 30	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について	33
	議 31	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	33
	議 32	動産の買入れの契約について	33
	議 33	市道路線の認定及び変更について	33
第 5	議 10	令和4年度三次市一般会計補正予算（第11号）（案）	35
第 6	議 11	令和4年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案）	37
	議 12	令和4年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）	37

	議 13	令和4年度三次市診療所特別会計補正予算(第4号)(案)…………… 37
	議 14	令和4年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)……… 37
	議 15	令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (案)…………… 37
	議 16	令和4年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)…………… 37
第7	議 2	令和5年度三次市一般会計予算(案)…………… 40
	議 3	令和5年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)…………… 40
	議 4	令和5年度三次市診療所特別会計予算(案)…………… 40
	議 5	令和5年度三次市介護保険特別会計予算(案)…………… 40
	議 6	令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案)…………… 40
	議 7	令和5年度三次市土地取得特別会計予算(案)…………… 40
	議 8	令和5年度三次市病院事業会計予算(案)…………… 40
	議 9	令和5年度三次市下水道事業会計予算(案)…………… 40


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和5年3月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより令和5年3月三次市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、新家議員及び小田議員を指名いたします。

ここで、開会に当たり、三次市議会からメッセージを伝えさせていただきたいと思います。

まず、今月6日にトルコ南部のシリア国境付近で発生した大地震により、これまで多くの方が犠牲になりました。今回の地震でお亡くなりになられた方や、その御家族に改めて心から哀悼の意を表します。それとともに、負傷者の皆様方へお見舞いを申し上げる次第であります。

ここで、お亡くなりになりました方々に対し、哀悼の意を込めて1分間の黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

○議長（山村恵美子君） 黙禱を終わります。

御着席ください。

次に、昨年2月に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻が今日で1年となりました。この間、ウクライナ、また両国で多くの貴い命が犠牲となっております。この許し難き軍事行動に対し、三次市議会では、強く非難する決議を令和4年3月定例会において可決し、在日ロシア連邦大使館へ送付したところであります。

本年5月にはG7広島サミットが開催されます。このサミットは、自由、民主主義、人権などの基本的価値を共有いたします。本市議会もこの理念、価値を共有するとともに、ふるさと広島から全世界に力強い平和のメッセージが発信されることを願います。そして、一刻も早く無意味な行動に終止符が打たれ、ウクライナの皆さんに安心・安全で笑顔があふれる日常が戻ることを願うばかりです。我々は微力であるかもしれませんが、この現状をいま一度振り返り、自分ができることを精いっぱいに行っていきたいと思います。市民の皆様もどうかよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

ここで、福岡市長から発言をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきます。

本日、令和5年3月三次市議会定例会をお願いしたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会が私の任期最後の定例会となります。この4年間、市民の皆様が暮らしやすさを実感できる魅力と活力ある三次市の実現に向け、新しい三次づくりに一貫して取り組んでまいりました。この間、議員の皆様、市民の皆様には、温かい御支援、御協力を賜りましたことにつきまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。様々な成果や変化が着実に現われておりますが、現在継続中の事業も含め、本市の方向性を熟慮する中で、解決しなければならない課題も山積しており、今後ともしっかりと取り組んでいく必要があると考えています。

ロシアによるウクライナへの侵攻は、今日で開始から1年となりました。終結は見通せず、長期化は避けられない状況にあります。ウクライナ侵攻及び核兵器使用を示唆する発言については決して許すことができません。本市では、昨年3月、プーチン大統領に対して抗議文を送り、強い抗議の意思を示したところでもありますが、今後も一日も早い戦争終結を求めてまいります。

本市にも、ウクライナから昨年の春に逃れて来られた御家族が暮らされています。市民の皆様とともに支援を行ってまいりました。引き続き御家族に寄り添い、対応していきたいというふうに考えています。世界恒久平和の実現と核兵器廃絶、このことは、G7を通じてもそうでありますけれども、引き続きその思いを未来へつなげていく、そんな決意を改めてしているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的に減少傾向にあり、本市においても落ち着いた状況となっています。広島県においても、新規感染者数が1月中旬以降、減少を続け、病床使用率、救急搬送困難事案も減少傾向を示していることなどを踏まえ、2月21日付で感染レベルをレベル1に引き下げたところです。

間もなく3月を迎え、学校の卒業シーズンを迎えますが、市立中学校は3月8日に全校が、市立小学校は3月中下旬にそれぞれ卒業式を予定しています。卒業式は文部科学省の通知に沿って対応することとし、児童生徒及び教職員は式典全体を通じてマスクを外すことを基本として、マスク着用を希望する者については着用することといたしました。コロナ禍で色々と心配をしながら学校生活を過ごされた子どもたち、保護者、地域の皆様、学校関係者にとりまして思い出に残る卒業式となることを願っています。

春の訪れとともに、地域活動の再開など、コロナ禍前の日常に近づいていると感じますけれども、高齢者など重症化リスクの高い方を守り、感染症の再拡大を防ぐため、引き続き基本的な感染対策が重要です。長引くコロナ禍の影響を脱却し、地域経済を立て直していくためにも、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、当初予算について申し上げます。

令和5年度の当初予算につきましては、4月に市長選挙を控えているということを考慮し、経常的な経費を中心に骨格予算としたところです。その上で、市民生活に直結する子育てや福



社施策、教育施策を始め、市が持続的に成長・発展するために必要となる事業については、三次市総合計画に基づいて編成しました。よって、施政方針に代えまして、予算の主な内容について、総合計画の5つの分野に沿って御説明を申し上げます。

令和5年度一般会計当初予算案の総額は350億7,000万円、対前年度比でマイナス6.7%、25億1,000万円の減であります。一般会計に加え、特別会計、企業会計を合わせた全ての予算総額は647億4,081万3,000円で、前年度に比べまして45億6,901万7,000円、6.6%の減となっています。

「ひとづくり」の子育ての面では、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行うネウボラみよし事業を引き続き推進します。国の出産・子育て応援給付金事業と合わせて、より充実した支援を進めます。

教育では、引き続き児童生徒一人一人の課題に応じたきめ細やかな指導を行い、子どもたちの力を最大限伸ばしていきます。

現在建設中の学校給食共同調理場は9月から運営を開始します。これにより、市内全ての児童生徒に安全で安心な学校給食を提供できます。

スポーツでは、9月に本市で女子野球ワールドカップグループラウンドBの開催が決定いたしました。大陸予選を勝ち抜いた6つの国と地域を代表するチームがファイナルラウンド出場をかけて競い合う世界トップレベルのプレーが繰り広げられます。今後、市内外へPRを行い、機運醸成を図りながら、受入準備などに取り組んでまいります。

「くらしづくり」では、いきいき健康日本一のまち事業として、各種健診事業やウォーキング教室などを行い、健康寿命を延伸する取組を継続してまいります。

医療面では、市立三次中央病院改築事業を進めるとともに、5月には三次市福祉保健センター内にこども診療所を開設するなど、地域医療を守るための取組を行います。

災害復旧事業に継続して取り組むとともに、流域治水事業として、畠敷・願万地地区内の内水対策事業や排水ポンプ場の整備など、安全で安心なまちづくりを進めます。なお、平成30年7月豪雨災害の復旧工事については、公共土木施設については全て完了しております。農地・農業用施設については数件を残しておりますが、それらも今年度内には完了する見込みとなっています。

「仕事づくり」では、女性の起業支援やみよし産業応援事業など、地域経済の活性化や起業、就労支援などにつながる取組を継続的に行い、コロナ禍からの回復と飛躍をめざします。

農林畜産業は、引き続き関係団体と連携し、新規就農者の育成・確保、集落法人や認定農業者などの担い手の育成・強化などに取り組むとともに、現在進めている薬用作物の産地化に向けた取組を強化してまいります。

観光については、2年ぶりのさくら祭の開催支援など、本市の豊かな地域資源を活用し、一般社団法人三次観光推進機構と連携して取り組みます。

「環境づくり」では、市道、県道、橋梁や上下水道、ごみ処理施設など、市民の生活や産業を支える社会資本として必要な整備と維持管理を行います。

また、市民の身近な暮らしをより便利で豊かにし、「みんなにやさしいデジタル」をめざして、三次版スマートシティ構想に取り組んでいます。高齢者向けスマートフォン教室など、デジタルのメリットを実感していただける各種取組を引き続き推進してまいります。

「しくみづくり」では、各住民自治組織への活動支援の強化などによる活力ある地域づくりを進めます。

また、令和5年度は第2次三次市総合計画の最終年度です。次の10年間の新しい三次市づくりの指針となる次期総合計画の策定に取り組めます。

そして、5月にはG7広島サミットが開催されるなど、三次の魅力を多くの皆様知ってもらう絶好の機会です。「みよし 人よし 元気よし」を合言葉に、積極的なシティプロモーションを行い、ツナガリ人口の拡大や定住対策にもつなげてまいります。

市民生活や経済活動はコロナ禍前の状況を取り戻しつつある一方で、人口減少や社会経済情勢の変化によりまして、本市の財政の見通しというのは依然として厳しい状況です。その中でも、引き続き市民の生命を守り、地域経済を支え、更なる発展をめざすため、必要な施策を実施し、市民が元気で笑顔あふれるふるさと三次のまちづくりにチャレンジしていきたいと考えています。

以上、定例会の開会に当たりまして、行政報告をさせていただきました。

今定例会におきましては、報告1件、議案32件を提案させていただいております。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（山村恵美子君） 日程第2、報告第3号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました報告第3号の報告1件について御説明申し

上げます。

報告第3号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、令和4年12月19日に、三次市穴笠町74番地2地先、市道穴笠畠敷線の路上で発生した市道のり面からの落木による車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第17号 三次市企業版ふるさと納税基金条例（案）

議案第18号 三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（案）

議案第19号 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第20号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第21号 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

議案第22号 三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第23号 三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

議案第24号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第26号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第27号 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第3、議案第17号三次市企業版ふるさと納税基金条例（案）から議案第29号広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（案）までの議案13件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第17号から議案第29号までの議案13件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第17号三次市企業版ふるさと納税基金条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、新たに三次市企業版ふるさと納税基金を設置しようとするものであります。

次に、議案第18号三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部が改正されたこと等に伴い、関係条例である三次市職員の定年等に関する条例ほか11条例の一部を改正するほか、三次市職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものであります。

その主な内容は、職員の定年退職年齢の65歳までの段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢制の導入及び60歳以上職員の給与を7割水準とするほか、必要な規定の整理を行おうとするものであります。

また、夜間看護従事職員の特殊勤務手当の上限の引上げをしようとするものであります。

次に、議案第19号三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、老朽化した市営住宅を廃止することに伴い、関係条例である三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1から京蘭地住宅及び七日市第1号住宅の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第20号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険制度の県単位化に伴い、身近な地域で質の高い医療サービスが受けられる効率的な医療提供体制の実現に努めるとともに、被保険者が所得を基準とした負担能力に応じて保険税を負担する公平な医療保険制度をめざすため、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の税率等の全面見直しを行おうとするものであります。

次に、議案第21号三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、出産育児一時金の支給額を48万8,000円に引き上げようとするものであります。

次に、議案第22号三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

について御説明申し上げます。

本案は、酒屋保育所施設内にある病後児保育室おひさまを市立三次中央病院内の病児・病後児保育室すくすくに統合・機能集約を行うことに伴い、関係条例である三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条の表から三次市病後児保育室の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第23号三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係条例である三次市子ども・子育て会議条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、法律の改正に伴う条例の文言整理を行おうとするものであります。

次に、議案第24号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、安全計画の策定及び自動車を運行する場合の所在の確認に関する基準等について、所要の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第25号三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定について、所要の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第26号三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例である三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、安全計画の策定及び自動車等を運行する場合の所在の確認に関する基準等について、所要の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第27号三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、（仮称）三次市新学校給食調理場の稼働に伴い、関係条例である三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、第2条の表から三次市粟屋学校給食共同調理場ほか3施設の名称及び位置を削り、新たに三次市三次学校給食センターの名称及び位置を加えようとするものであります。

次に、議案第28号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、建築基準法の一部が改正されたこと等に伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、建築基準法の改正に伴う文言の整理のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に基づく認定基準について、新たな手数料区分を新設しようとするものであります。

最後に、議案第29号広島県水道広域連合企業団の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、広島県水道広域連合企業団が令和5年4月1日から事業開始することによる三次市水道事業の廃止に伴い、関係条例である三次市水道事業の設置等に関する条例ほか4条例を廃止するとともに、4条例の文言整理をしようとするものであります。

以上、議案13件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 議案第27号三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）についてですが、4つの共同調理場が1つになるということは分かったんですが、最後に、附則、この条例は規則で定める日から施行すると、こう書かれています。この規則は何なのか。なぜ定める日から施行なのか。普通、交付の日からとか4月1日からとかですが、この規則は何なのかということと、じゃ、この条例が適用されるのはいつなのか。9月1日、給食調理場、給食開始となっていますが、9月1日ですか。それとも、準備が始まるのが、多分、よく分かりませんが、夏休みの間と聞いているので、8月1日とか7月二十何日なのか。いやいや、それをスタートするためには入念な準備が要るから、4月1日からセンター長は定めてやるんだという。いつなのでしょう。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 甲斐教育次長。

○教育次長（甲斐和彦君） 新しい調理場の条例の開始時期なんですけれども、議員が申されますように、9月からスタートはするんですけれども、夏休みまで、あるいは一部の学校においては夏休みに入ってからもう少し学校を開くので、給食を行ってほしいということがあります。ですから、統合をする調理場においては、夏休みもしくは夏休みをもうちょっと入ってから、そして、その後の片づけのことを考える必要があります。

一方で、新しい調理場においては、9月から稼働開始の予定にしておりますけれども、それ

までの準備でありますとかリハーサルでありますとか、そういったことがありまして、そこでの作業が必要になっております。ですから、統合される4つの調理場の廃止の時期と、リハーサル等を含む新しい調理場の開始の時期、そこを勘案して、規則で今後定めていきたいというふうに思います。現時点ではっきりしたこの日というのがありませんので、進捗といいますか、統合される4つの調理場の完全に廃止ができる時期とリハーサル等で始めなければいけない、その兼ね合いを見定めながら、規則で定めていきたいというふうに考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

○11番(新田真一君) これからできる規則でということですね。9月1日から給食開始。今、準備とかリハーサルがいろいろかかると、片づけも要するというのは分かるんですけど、センター長としての仕事はいつから始まるんですかというのを私は聞きたいんです。4月1日から始まりますよ。献立は、9月にスタートしようと思えば、6月には立てないといけんですよ。それから、アレルギーの実態調査、聞き取り調査は、中学校、1学期の間、新学期になったら始まるんですよ。現状、小学校では、校長、養護教諭、栄養士、これが各学校で保護者面談するんですよ。だから、場長の仕事は4月1日から既に始まっていると思うんですが、準備は、場ができて、そこで厨房の機械を動かしたり、いろんなことをする準備は夏休みかもしれませんけど、給食センターとしての仕事は4月から始まる、準備がある、具体的なものもある。そこらはどのようにお考えでしょうか。

(教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 甲斐次長。

○教育次長(甲斐和彦君) 新年度に入ってから、これからですけれども、新しい調理場の稼働に向けての準備は必要であるというふうに考えておきまして、センター長の配置というのは条例が施行される日からというふうに考えておりますけれども、新しい調理場の稼働に向けては、専任の管理職を置いて、そして、さらに学校給食でありますとか食育に精通をした専門の事務職を置いて準備にかかろうかというふうに思っております。

ただし、先ほども言いましたように、新しい調理場の開始時期というのはこれから決めていきますので、専任の管理職及び専門の事務職の勤務地については、その条例の状況に応じて決めていきたいというふうに考えております。

○議長(山村恵美子君) ほかにございませんか。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) 議案第18号三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(案)に関して伺います。

この中の第3条、三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部の改正についてであります。ページでは14ページになろうと思います。文中の「同項第2号中『地方公務員法』の次に『(昭和25年法律第261号)を加え』」とあるのは、「同項第3号中」に訂正をし、

追加として、「同項第2号は（地方公務員法第28条5第1項または第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く）を削る」とするのが正しいと思いますが、なぜ今回のような提案をされたのかお伺いいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 少し時間を要しておりますので、いましばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美部長。

○総務部長（細美 健君） お時間を頂戴しまして、大変申し訳ございません。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、第3条でございますけども、これにつきましては、第2号中というのが正解でございますして、第3号にも同様の表記があるものでございますので、今回改正させていただくものは第2号のほうになるものでございます。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 今の御答弁、納得できませんが、新旧対照表、提出議案資料の34ページに現行と改正案が比較してありますけども、2号と3号は全く違う条文です。今回議案として提案されておる第2号は、第3号といわゆる解釈を間違えられて記載されたように思いますから、現行のこの条例文から見ても、今回の提案の仕方は全く的を外しておらない。したがって、この提案では賛同しかねるということになります。現行の三次市公益的法人等への派遣等に関する条例（平成16年の条例第54号）、あれを見ても全くおかしいと思いますが、再度見解をお伺いいたします。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美部長。

○総務部長（細美 健君） 1点、大変申し訳ございません。

新旧の表、新旧のこの資料のほうを誤っておりますので、訂正をさせていただければと思います。条例案のほうが正しゅうございます。大変申し訳ございません。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 新旧対照表が違って、提案条例が正しいとおっしゃいますが、現在あるこの条例案から見ても、提案の仕方は私は間違っていると思いますよ。むしろ新旧対照表に記載されておるほうが正しいのであって、提案条例が間違っておるということは、この条例案は受け入れることができないということになりますから、もう一度よく精査をして答弁をしてください。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美部長。

○総務部長（細美 健君） 再度確認をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（山村恵美子君） ほかにございますか。

（17番 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 弓掛議員。

○17番（弓掛 元君） 議案第18号三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（案）についてお伺いします。

その中で、60歳以上の職員の給与水準7割の設定、それから再任用制度の廃止ということで、今まで60になられてから辞められて再任用の方は何人かいらっしゃると思うんですけども、今度これが実現した場合、要は、コストといたしますか、給料がどのぐらい総額で上がると試算されているのかを少しお伺いします。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美部長。

○総務部長（細美 健君） 今回の改正に伴いまして、総人件費の推移を少し試算しておりますけれども、まず、前提といたしまして、現在、職員の年齢構成が、45歳以上が、イメージ平均の1歳当たりの人数が大体20人ぐらい、それ以下は10人を満たないというような、ちょっと高年齢層が多いというのがございますので、それを前提に申し上げますけれども、実際には、この先10年程度、令和13年において制度が完成いたしますけれども、それまでの間で、現行、4年度の予算と比べまして、総人件費が約1億円程度逆にこれは下がるというふうに試算しております。理屈といたしましては、先ほども申し上げましたように、定年のほうが多うございますので、それに伴う7割への下がりのほうがその他の職員が毎年上がっていくよりも大きいと、毎年の昇給よりもということで、総額といたしましては、結論といたしまして、10年程度は年間1億円程度の経費が減少するというふうな総人件費の見込みとしております。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第17号から議案第19号までの議案3件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第20号から議案第27号までの議案8件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第28号及び議案第29号の議案2件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第30号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第32号 動産の買入れの契約について

議案第33号 市道路線の認定及び変更について

○議長（山村恵美子君） 日程第4、議案第30号三次市過疎地域持続的発展計画の変更についてから議案第33号市道路線の認定及び変更についてまでの議案4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第30号から議案第33号までの議案4件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第30号三次市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、計画に、本郷大鮎堀線馬摺橋ほか9事業を追加しようとするものであります。

次に、議案第31号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、新たに唐香・大山辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、辺地内における市道大山中線の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第32号動産の買入れの契約について御説明申し上げます。

本案は、(仮称)三次市新学校給食調理場の食缶購入、食缶・配膳器具購入、食器購入及び食器カゴ購入の4件の買入れにつきまして、それぞれ指名競争入札を令和5年2月2日に執行いたしました。2社による入札の結果、いずれも有限会社イナガキ雑貨が落札し、その合計額は8,355万6,000円でありました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第33号市道路線の認定及び変更について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす田幸161号線の市道認定及び梶田144号線の終点を変更することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山村恵美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第30号及び議案第31号の議案2件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第32号の議案1件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第33号の議案1件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第10号 令和4年度三次市一般会計補正予算（第11号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議案第10号令和4年度三次市一般会計補正予算（第11号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第10号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第10号令和4年度三次市一般会計補正予算（第11号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,900万円を追加し、補正後の総額を419億874万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

農林水産業費は、ビニールハウス・果樹棚再建支援事業補助金2,900万円を追加しようとするものです。

令和4年12月17日から12月25日の間に降った大雪により被災した栽培用ビニールハウスや果樹棚を再建する生産者に対して、資材購入費の一部を補助することで、早期復旧及び産地の維持を図ろうとするものです。

支援内容は、復旧に要した資材費として、栽培用ビニールハウスは対象経費の10分の2以内、果樹棚は対象経費の10分の3以内で補助するものです。上限はいずれも100万円です。

交付に当たっては、市ホームページ、SNS及び市広報紙で周知を図り、申請受付は2月下旬から開始する予定です。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税2,900万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、ビニールハウス・果樹棚再建支援事業について、令和5年度に繰り越そうとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） ビニールハウス、それから果樹棚再建支援事業補助金ということで2,900万円の増額補正ということでございますけども、再建に向けての事業費ということでございますけども、ビニールハウスが倒壊し、さらには果樹棚が倒壊しということで、その片づ

けにかかる費用というものに対しての助成というのはこの補正予算を組まれる上において検討されなかったかということなんですけども、ビニールそのもの、それからビニールハウスの骨組みというものを片づける際において、非常にたくさんの経費、たくさんの労力がかかっているというふうに聞かせていただいておりますけども、このものに対しての当然支援というものあってしかるべきかなというふうに思うんですけども、そこら辺の検討の経過をお聞かせ願いたいというふうに思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣産業振興部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今回の支援事業につきましては、資材費を対象としておりますけど、被害を受けたハウス等の撤去につきましては、JA三次を中心に撤去作業に当たりまして、人的な支援を行っております。その中で、JA三次を中心として、市または農業共済組合、その3者を中心として撤去作業に当たっております。本市といたしましても、撤去作業に延べ7日間、10人程度従事しております。

処分につきましても、鉄骨でありますとかビニールハウス、これらの処分につきましては、直接クリーンセンターへ持って行っていただければ、その処分費が免除という扱いを周知させていただいております。これは課税課のほうで被災証明を受けていただくということが必要でございますけど、そういった処分費についても免除となるように対応しております。人的支援も行いながら、資材費に対して支援を行っていくということでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 労力面においては、JA三次、それから三次市役所のほうから労力的な支援があったというふうに聞かせていただいております。ただ、今のビニールの処分、それから骨組の処分というのは産業廃棄物として処理されるんじゃないかなというふうに思うんですね。そうした面においては当然経費がかかっているというふうに一般的には思うんですけども、そこら辺の経費は、今の部長の説明で、全く費用はかからないということで理解させてもらってよろしいんですね。

○議長(山村恵美子君) ほかにございませんか。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) 1月にも旧市内中心に大雪が降ったと思うんですけど、1月においては特に倒壊、倒木等の被害というのは出なかったというふうに認識してよろしいのでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中廣部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 1月の中旬にも雪が降っておりますけど、この際には被害の報告はありません。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号令和4年度三次市一般会計補正予算(第11号)(案)は原案のとおり可決されました。

ここで一旦、議場内の換気のために休憩といたします。再開は11時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時59分——

——再開 午前11時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第11号 令和4年度三次市一般会計補正予算(第12号)(案)

議案第12号 令和4年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第13号 令和4年度三次市診療所特別会計補正予算(第4号)(案)

議案第14号 令和4年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)

議案第15号 令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(案)

議案第16号 令和4年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)

○議長(山村恵美子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第11号令和4年度三次市一般会計補正予算(第12号)(案)から議案第16号令和4年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)までの議案6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第11号から議案第16号までの議案6件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第11号令和4年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、継続費の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ9億8,394万4,000円を追加し、補正後の総額を428億9,269万円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、職員の共済費2,504万5,000円を減額するものの、基金の積立金1億6,191万9,000円を追加するなど、合わせて2億2,847万3,000円を追加。

民生費は、保育施設の給付費1,247万円を追加するものの、後期高齢者医療特別会計への負担金1億516万2,000円を減額するなど、合わせて1億5,616万6,000円を減額。

農林水産業費は、県営事業負担金522万2,000円を追加するものの、農業振興事業に係る補助金4,184万4,000円を減額するなど、合わせて1億2,909万3,000円を減額。

土木費は、建築確認等事務事業1,206万3,000円を減額するものの、除雪に係る委託料3億8,140万円を追加するなど、合わせて3億6,783万7,000円を追加。

消防費は、消防団員退職報償金947万2,000円を追加するものの、備北地区消防組合負担金1,064万円を減額するなど、合わせて871万円を減額。

教育費は、会計年度任用職員報酬631万7,000円を減額するものの、小・中学校への新型コロナウイルス感染症対応に係る備品3,150万円を追加するなど、合わせて961万8,000円を追加。

災害復旧費は、令和3年度及び令和4年度の大雨による農地・農業用施設などの災害復旧事業3,880万円を追加。

公債費は、長期債償還金1億1,857万円を減額するものの、長期債繰上償還金7億8,811万1,000円を追加するなど、合わせて6億4,704万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

市税は、固定資産税2億716万2,000円を追加するなど、合わせて3億3,636万9,000円を追加。

地方交付税は、普通交付税1億3,595万6,000円を追加。

国庫支出金は、学校保健特別対策事業費補助金1,575万円を追加するものの、児童手当負担金2,218万9,000円を減額するなど、合わせて72万7,000円を減額。

県支出金は、基盤整備促進事業補助金1,738万5,000円を追加するものの、森林環境保全直接支援事業補助金2,364万1,000円を減額するなど、合わせて4,730万8,000円を減額。

寄附金は、ふるさと納税寄附金2,200万円を追加するなど、合わせて4,310万円を追加。

繰入金は、減債基金繰入金3億6,000万円を追加するものの、財政調整基金繰入金6億4,686

万1,000円を減額するなど、合わせて3億2,368万9,000円を減額。

繰越金は、前年度繰越金6億6,000万円を追加。

諸収入は、非常勤消防団員退職報償金947万2,000円を追加するなど、合わせて1,114万7,000円を追加。

市債は、水防施設等整備事業債590万円を減額するものの、過疎地域持続的発展事業債1億460万円を追加するなど、合わせて1億760万円を追加しようとするものであります。

第2条継続費の補正につきましては、6ページ記載の第2表のとおり、学校給食調理場整備事業について、経費の総額及び年割額を変更しようとするものであります。

第3条繰越明許費の補正につきましては、7ページ記載の第3表のとおり、旧尾関山駅周辺環境整備事業ほか35件について追加、公共施設改修・解体事業ほか7件について限度額を変更しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、9ページ記載の第4表のとおり、地域情報化推進事業ほか8件について、借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第12号令和4年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ142万1,000円を追加し、補正後の総額を53億549万5,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、診療所特別会計への繰出金を追加しようとするものであります。

次に、議案第13号令和4年度三次市診療所特別会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費であります。

第1条歳入予算の補正につきましては、他会計繰入金142万1,000円を追加し、基金繰入金142万1,000円を減額しようとするものであります。

その内容は、君田診療所運営に対する他会計繰入金を増額し、基金繰入金を同額減額するもので、歳出予算の補正はございません。

第2条繰越明許費につきましては、3ページ記載の第2表のとおり、小児科診療所開設事業について、令和5年度に繰り越そうとするものであります。

次に、議案第14号令和4年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ690万円を減額し、補正後の総額を71億6,679万8,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、要介護認定、介護予防に関する経費を減額しようとするものであります。

次に、議案第15号令和4年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ894万4,000円を減額し、補正後の総額を8億7,702万1,000円にしようとするものであります。

その内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しようとするものであります。

最後に、議案第16号令和4年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収入及び支出、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び棚卸資産購入限度額の補正であります。

第2条業務の予定量につきましては、入院患者数を変更しようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、医業外収益4億2,671万円を追加するなど、収益的収入の総額を99億7,892万円にしようとするものであります。収益的支出の補正では、医業費用2億9,131万9,000円を追加し、収益的支出の総額を99億6,924万2,000円にしようとするものであります。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、46億5,882万9,000円に改めようとするものであります。

第5条棚卸資産購入限度額につきましては、限度額を30億1,941万6,000円に改めようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） ただいま議題となっております議案第11号から議案第16号までの議案6件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第16号までの議案6件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第7 議案第2号 令和5年度三次市一般会計予算（案）  
議案第3号 令和5年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）  
議案第4号 令和5年度三次市診療所特別会計予算（案）  
議案第5号 令和5年度三次市介護保険特別会計予算（案）  
議案第6号 令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）  
議案第7号 令和5年度三次市土地取得特別会計予算（案）  
議案第8号 令和5年度三次市病院事業会計予算（案）  
議案第9号 令和5年度三次市下水道事業会計予算（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第7、議案第2号令和5年度三次市一般会計予算（案）から議案第



9号令和5年度三次市下水道事業会計予算（案）までの議案8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第2号から議案第9号までの議案8件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第2号令和5年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350億7,000万円を計上し、前年度予算に比べ25億1,000万円、率にして6.7%減の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算（案）4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの23の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて70億811万5,000円を計上。

地方譲与税は、自動車重量譲与税など、合わせて4億8,812万2,000円を計上。

利子割交付金は276万円を計上。

配当割交付金は4,077万8,000円を計上。

株式等譲渡所得割交付金は2,435万7,000円を計上。

法人事業税交付金は1億4,211万4,000円を計上。

地方消費税交付金は13億1,398万9,000円を計上。

ゴルフ場利用税交付金は487万8,000円を計上。

自動車取得税交付金は、存目として1,000円を計上。

環境性能割交付金は6,194万7,000円を計上。

地方特例交付金は4,030万7,000円を計上。

地方交付税は141億9,993万2,000円を計上。

交通安全対策特別交付金は844万9,000円を計上。

分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金など、合わせて2億5,434万4,000円を計上。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料など、合わせて2億7,916万8,000円を計上。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金など、合わせて33億3,736万6,000円を計上。

県支出金は、中山間地域等直接支払補助金など、合わせて28億5,215万4,000円を計上。

財産収入は、物品貸付料など、合わせて2億1,607万2,000円を計上。

寄附金は、ふるさと納税寄附金など、合わせて1億1,900万1,000円を計上。

繰入金は、過疎地域持続的発展基金繰入金など、合わせて9億721万7,000円を計上。

繰越金は、存目として1,000円を計上。

諸収入は、預託金元利収入など、合わせて7億9,043万円を計上。

市債は、病院事業会計繰出債など、合わせて29億7,849万8,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は2億7,712万7,000円を計上。

総務費は、地域情報化推進経費など、合わせて53億9,224万3,000円を計上。

民生費は、障害者自立支援経費など、合わせて101億4,577万1,000円を計上。

衛生費は、病院事業会計経費など、合わせて31億5,164万1,000円を計上。

労働費は、労働金庫預託金など、合わせて2億388万8,000円を計上。

農林水産業費は、中山間地域等直接支払経費など、合わせて18億1,086万7,000円を計上。

商工費は、観光推進経費など、合わせて7億7,603万4,000円を計上。

土木費は、道路新設改良経費など、合わせて32億5,847万2,000円を計上。

消防費は、水防経費など、合わせて14億2,179万1,000円を計上。

教育費は、小学校運営経費など、合わせて26億8,626万円を計上。

災害復旧費は、令和4年度の大雨災害に係る農地・農業用施設及び公共土木施設復旧費など、合わせて2億8,915万9,000円を計上。

公債費は、長期債償還金など、合わせて56億2,674万7,000円を計上。

予備費は3,000万円を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、9ページから11ページ記載の第2表のとおり、指定管理者制度を導入する施設に係る指定管理料ほか38件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、12ページ記載の第3表のとおり、地域情報化推進事業ほか35事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入れの最高額を60億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できるよう定めるものであります。

次に、議案第3号令和5年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億4,746万1,000円を計上し、前年度予算に比べ1億5,440万5,000円、率にして2.9%増の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、レセプト点検委託業務ほか1件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

す。

第4条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内においてこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第4号令和5年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。23ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,952万3,000円を計上し、前年度予算に比べ8,621万円、率にして40.4%増の予算となっております。

次に、議案第5号令和5年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億5,020万8,000円を計上し、前年度予算に比べ1億2,204万6,000円、率にして1.7%増の予算となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内においてこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第6号令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

35ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億76万9,000円を計上し、前年度予算に比べ2,877万6,000円、率にして3.3%増の予算となっております。

次に、議案第7号令和5年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

41ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542万7,000円を計上し、前年度予算に比べ9万5,000円、率にして1.7%減の予算としております。

次に、議案第8号令和5年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量、第1号業務量について、病床数は一般病床350床、患者数は年間延べ25万6,254人を計画しております。うち、入院患者については年間延べ9万1,500人、外来患者については年間延べ16万4,754人を見込んでおります。

第2号建設改良計画は、資産購入9億円、施設整備事業1億5,372万9,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、病院事業収益99億7,693万4,000円、支出は、病院事業費用99億7,468万1,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入8億9,505万1,000円、支出は、資本的支出17億1,597万5,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億2,092万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、医療機器の保守管理業務委託に要する経費ほか11件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を29億5,166万2,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

最後に、議案第9号令和5年度三次市下水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市下水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、処理面積1,286ヘクタール、年間総処理水量291万1,970立方メートル、1日平均処理水量7,978立方メートル、建設改良費は9億9,707万7,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。下水道事業収益及び下水道事業費用はともに21億7,606万3,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入14億845万8,000円、支出は、資本的支出19億9,845万3,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億8,999万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、排水設備改造資金に対する利子補給ほか4件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、下水道施設整備事業、資本費平準化及び特別措置分について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を9億5,035万7,000円に定めようとするものであります。

第11条は、重要な資産の取得について定めようとするものであります。

以上、議案8件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） ただいま議題となっております議案第2号から議案第9号までの議案8件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第9号までの議案8件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、今期定例会に関して御案内をさせていただきます。

来週2月27日月曜日から3日2日木曜日までの4日間、16人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う4日間については、議事の関係上、会議の開始を9時30分としたいと思いますので、傍聴を御希望される方、また御視聴くださいます皆様、どうか御注意いただきますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時39分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年2月24日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 新家 良和

会議録署名議員 小田 伸次